

がん診療連携拠点病院制度

47都道府県（397カ所） H24年4月1日現在

- ・都道府県がん診療連携拠点病院： 51病院
- ・地域がん診療連携拠点病院： 344病院
- ・国立がん研究センター中央病院及び東病院

厚生労働省

(独) 国立がん研究センター
がん対策情報センター



協力・支援

＜拠点病院の役割＞

●専門的ながん医療の提供等

※ 医師、看護師、薬剤師等
によるチーム医療の提供

(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施や治療の初期段階からの緩和ケアの実施等)

●地域のがん診療の連携協力体制の構築

(研修や診療支援、患者の受入・紹介等)

●がん患者に対する相談支援及び情報提供

都道府県

